

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行ったので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第3項の規定により公表します。

令和3年6月3日

旭川市長 西 川 将 人

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市子ども総合相談センター草刈等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

センター敷地内の草刈等

イ 履行期間

令和3年6月1日から令和3年8月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市10条通11丁目

旭川市子ども総合相談センター

電話 0166-26-5500

2 契約を締結した年月日

令和3年5月28日

3 契約の相手方の名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

旭川市春光町3639番4

公益社団法人旭川市シルバー人材センター 理事長 中島 哲夫

4 契約金額

22,990円（うち消費税及び地方消費税相当額2,090円）

5 契約の相手方とした理由

高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等又はこれらに準ずる者として、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収したところ、予定価格の範囲内で最低価格の者であったため。